

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔令和4年10月7日
閣議決定案〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のように変更する。

2. (1) ②中「定期的に」を削る。

2. (2) ①iii) を次のように改める。

iii) 提案募集の時期及び周知

提案募集は通年実施することとし、募集に当たっては内閣府のホームページへの掲載のほか、様々な機会を捉えて周知を行う。

2. (2) ②中「法第35条」を「法第36条」に改める。

2. (3) ⑥中「法第47条第1項」を「法第48条第1項」に改める。

2. (6) の題名を次のように改める。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

2. (6) ①の題名を次のように改める。

①構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化

2. (6) ①中「の「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、一層の」を「、専任の担当者を配置するなど、情報提供、相談機能の」に改める。

3. (1) 中「助言その他の支援をしていくという姿勢で対応する」を「地方公共団体からの相談に応じ、特区計画の策定に向けた助言その他の支援を行う」に改める。

3. (1) ①中「地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、」の次に「原則として」を加える。

4. (1) ①中「法第35条」を「法第36条」に改める。

別表1中第409号を削り、第834（835）号を別紙1のとおり改め、第834号の次に第

836号及び第837号を別紙2のとおり加え、第1123号を別紙3のとおり改め、第1142号を別紙4のとおり改め、第1219号及び第1226号を削り、第1228号を別紙5のとおり改める。

別表2中第408号の次に第409号を別紙6のとおり加え、第833号の次に第835号を別紙7のとおり加え、第940号を別紙8のとおり改め、第1217号の次に第1219号を別紙9のとおり加え、第1224号の次に第1226号を別紙10のとおり加え、第1230号を別紙11のとおり改める。

構造改革特別区域基本方針

構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第3条第1項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。

（注）用語の定義は法による。

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

（1）構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通したNPO、民間企業等（以下「民間事業者等」という。）の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こう

した基本的考え方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

（２）構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の２つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。

イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

なお、特区制度の活用には、地方公共団体と民間事業者等との連携が重要である。このため、国は、法第４条第５項及び第６項に基づく提案制度の活用等により民間事業者等が特区における取組に主体的に参画できるよう、パンフレット等を通じて十分な周知に努めるとともに、地方公共団体と民間事業者等との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対しては、円滑な実施に向けて取り組むものとする。

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

（１）基本理念

①特区制度の推進

特区制度は、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方に転換を図

り、地域の実態に合わせた規制改革を通じて、「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革を加速させるための突破口となるとともに、地域が自発性を持って規制の特例措置を活用することで地域の活性化を促進するものである。

②提案の募集の実施

特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提案できる場を設けることが重要である。

このため、地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討を行うものとする。

また、提案の募集に当たっては、あらかじめ募集期間を公表することに加え、提案に関連する規制等について情報提供等の支援を行うことにより、提案者が提案に向けて十分な検討を行えるよう努めるものとする。

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できる

よう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措

置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

①提案の募集

i.) 募集の対象

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め、誰からのものであっても受け付ける。

提案の対象とする規制は、許認可等による具体的な制限のみを指すのではなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてとする。

また、経済的及び社会的に重要な政策課題に対応した提案を促進するため、テーマを示した提案募集を実施するものとする。特に、地域再生法における特定政策課題（同法第４条第２項第３号に規定するものをいう。以下同じ。）については、これをテーマとした募集を行う。さらに、１つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっているために、複数の規制の特例措置を組み合わせることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けるものとする。

ii.) 募集の方法

ア) 募集に向けた取組

本部の事務を処理する内閣府は、提案の募集に向けて、特区制度の説明を行うとともに提案に向けた相談に応じるものとし、その際必要に応じて、全国各地に出向くものとする。また、政府の関係行政機関（以下「関係府省庁」という。）は、内閣府が特区制度の説明や提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。

なお、特区制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専

門家の派遣、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室の活用等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

イ) 提案受付窓口

新たな規制の特例措置の整備等についての提案は、内閣府において受け付けるものとする。

iii) 提案募集の時期及び周知

提案募集は通年実施することとし、募集に当たっては内閣府のホームページへの掲載のほか、様々な機会を捉えて周知を行う。

②提案の検討基準・プロセス

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、本部は対応方針を決定するものとする。

この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省庁の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

内閣府と関係府省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間事業者等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。特に、法第36条に基づく地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省庁はこのことを十分踏まえて検討を行うものとする。

地域再生法における特定地域再生事業（同法第5条第4項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）を記載した地域再生計画の認定を受け、又は受けると見込まれる地方公共団体からの、当該地域再生計画における特定政策課題の解決に重要な役割を果たすと見込まれる規制の特例措置に係る提案（当該地方公共団体以外の関係者の合意を得たものに限る。）については、関係府省庁との調整の状況等を踏まえ

つつ、地方公共団体と内閣府、関係府省庁が一堂に会して協議を行う場を設ける。また、内閣総理大臣及び当該提案に係る規制を所管する国務大臣が指導力を発揮するよう努めるものとする。

プロジェクト型提案については、内閣府が関係府省庁を一堂に集めて協議を実施するなどにより、プロジェクト全体が実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。

これらの他、関係府省庁は、提案の実現度を高めるために、地方公共団体や民間事業者等からの提案について対応不可と回答するに当たっては、提案者に不採用の理由に対する意見の提出の機会を十分に与えるため、その理由を具体的に公表・明示するとともに、提案の趣旨を実現するために別の手法がとり得ないかについても併せて検討し、回答を行うものとする。さらに、提案者から回答に対する意見が提出された場合には、関係府省庁は、再度検討するに当たり、その内容を十分に踏まえるものとする。

本部は、内閣府と関係府省庁との調整の結果を踏まえ、以下の基準に基づき、提案に関する対応方針を決定する。

i) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- ア) 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- イ) 全国で実施することとなった規制改革
- ウ) その他提案を実現するための措置

ii) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

なお、上記 i) のイ) の「規制改革」は、現行制度上制限されていたものが、制度が改正され制限されなくなるといったことのみを指すのではなく、従来制限の対象とされてこなかったものについて、その旨を周知徹底するために文書を発出すること等（関係団体のホームページへの掲載等による周知を含む。）も含まれるものとして分類する。

また、内閣府と関係府省庁との調整の結果、現行制度で対応可能であると判断された場合には、関係府省庁はその旨及び理由を明確に回答した上で、必要に応じて、提案者に対し助言等の支援を行うものとする。

なお、上記 ii) とされた提案については、関係府省庁は内閣府に対

しその検討内容及び進捗状況について所要の報告を行うものとし、内閣府は提案の趣旨が損なわれないよう適切にフォローアップしていくものとする。また、本部は、関係府省庁の検討結果を踏まえ、上記 i) のア)～ウ) の基準に基づき、改めて対応方針を決定するものとする。

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認められる場合
- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見

直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

- ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置
 - a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
 - b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまで

の間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥ 評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第 48 条第 1 項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に

関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第 5 条を踏まえ、特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

①構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの（全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るため、専任の担当者を配置するなど、情報提供、相談機能の強化を図る。

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第5条第7項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第38条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第3条第4項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

③規制・制度改革担当機関等との連携

構造改革の推進を図るため、規制・制度改革を担当する政府の関係機関、復興庁との密接な連携を図る。具体的には、規制・制度改革に関する地方公共団体等からの提案及びその検討状況を共有するとともに、関連する提案については連携して、地域からの提案の実現等に向けた努力を行うものとする。

④都市再生本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部、総合特別区域

推進本部との連携

地域の活性化を図るには、特区制度等による規制改革だけでなく、地域再生制度を始めとする他の地域活性化策と併せて、又は相互補完的に活用することで相乗効果が期待できる。

そのため、地域活性化統合本部会合の下、関係機関と連携し、政府一体となって、地域の活性化を図るものとする。

この際、地域ブロックごとに、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化、総合特区、環境未来都市、環境モデル都市に関する相談に一元的に対応するものとし、これらの取組相互の有機的な連携、総合的な支援を推進する。

特に、地域再生法における特定地域再生事業については、特定政策課題をテーマとした提案募集の実施、既存の規制の特例措置の一体的活用、一括認定等を通じて密接な連携を図るものとする。

⑤いわゆる「都道府県版特区」等地域における自主的な構造改革等の取組との連携

各都道府県の中には、独自にいわゆる「都道府県版特区制度」を創設し、取組を進めているところもある。

そこで、国と都道府県の特区制度を地域が効果的に活用することにより、提案者の提案内容の一層の実現を図ることができるよう、「都道府県版特区制度」について本部のホームページ上で紹介することとする。

⑥総務省行政評価局への協力依頼

内閣府は、（５）におけるフォローアップ調査等特区制度の推進に関する取組に当たって、必要に応じて総務省行政評価局に協力を依頼する。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

（１）特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、３．に定める事項を満

たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3. に定める事項を満たすように、地方公共団体からの相談に応じ、特区計画の策定に向けた助言その他の支援を行うものとする。また、内閣府は、提案の募集や地域再生の推進のための提案の募集（地域再生法第4条の2第1項に規定するものをいう。）に向けた相談等の機会には、既存の特例措置の活用による特区計画の策定について、情報提供を行うものとする。

また、特区計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

① 特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、原則として毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

具体的な認定申請の手続等については、内閣府令において定められているが、その詳細な手引については、本部のホームページ上において公開する。

② 特区計画の認定申請に当たっての基本的事項

i) 計画の認定申請の主体

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同

ウ) 複数の都道府県の共同（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

エ) 都道府県単独（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

オ) 都道府県と市町村の共同（ただし、都道府県にあっては、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならない。）

カ) ア)～オ)のいずれかと、特区内において特定事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）の共同

なお、法第4条第1項に基づく認定申請の手続は、認定申請主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

ii) 特区の範囲

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又は全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又は全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

iii) 特区計画に記載すべき事項

特区計画に記載すべき事項については、法第4条第1項の規定に基づき、記載の様式、詳細な事項について内閣府令において定められているが、詳細な記載方法の手引については、本部のホームページ上において公開する。

iv) 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との共通の計画による認定申請

地方公共団体が、同一の区域において、別表1に定める規制の特例措置のほか、地域再生基本方針に定める支援措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用す

る場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

- ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合するものであること
- イ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること
- ウ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること
- エ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること

④特区計画認定の基準

法第4条第9項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

ⅰ) 1号基準（特区基本方針に適合するものであること）

- ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること

地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1. (2) ア) に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであることに留意する必要がある。

- イ) 「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記③ア) からエ) を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること）

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより、適切な経済的社会的効果を及ぼすと見込まれることが判断基準である。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）

特区計画が認定された場合に、

ア) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ) 事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

⑤関係府省庁の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係府省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとする。

関係府省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1

に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び関係府省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、関係府省庁の長は、同意する場合にあつては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について関係府省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

⑦規制の特例措置が適用されなくなる場合の対応

規制の特例措置が全国展開される場合、規制の特例措置が廃止される場合、規制の特例措置の対象が存在しなくなる場合等、特区において規制の特例措置が適用されなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア) 規制の特例措置が適用されなくなる日が、次回の認定申請の受付終了日から3か月以内となることが予定される場合には、関係府省庁は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知すると

ともに、内閣府は次回の認定申請の受付開始日の約1か月前までにその旨を本部のホームページ上において公開するものとする。

イ) 規制の特例措置が適用されなくなることにより、規制の特例措置の適用が全く無くなる特区計画については、法第9条に基づき、当該計画を取り消すこととなるが、取消しの対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、あらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

⑧市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

⑨重点的に支援を行う特区の指定

新たに追加された規制の特例措置の実施を促進し、可能な限り速やかに成果を示すため、また、規制の特例措置の提案や、地域再生法における特定政策課題の対応を促進するため、内閣総理大臣は、規制の特例措置の提案者である地方公共団体や民間事業者等が計画の作成主体又は特定事業の実施主体となる特区計画に係る認定に当たって、当該特区を重点的に支援を行う特区として指定することができるものとする。

具体的には、指定する特区について、内閣総理大臣及び関係府省庁の長は、計画の策定段階において、他の地域活性化策の情報提供を含め、相談の充実を図るとともに、認定後、特定事業が円滑に実施されるよう重点的に助言その他の支援をする。

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

①特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）

法第4条第8項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にする

ことにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係府省庁の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係府省庁の長は、原則として30日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係府省庁の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

②民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第5項及び第6項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯(し)にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとするのが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合、提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言を行うものとする。

③特区計画の認定及び認定の取消しに関する地方公共団体、民間事業

者等からの苦情処理・相談窓口

地方公共団体は、法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して不服がある場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができる。しかし、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣府に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けている。

地方公共団体や民間事業者等は、例えば上記①の法令解釈事前確認制度に基づく関係府省庁の長からの回答が期限までにない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口に事実の確認等を求めることができる。

また、苦情相談以外の特区計画の認定等に係る相談については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用するものとする。

④認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係府省庁等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係府省庁の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係府省庁の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

具体的には、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等を行うものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置

①特区において講ずることとなった規制の特例措置

上記 2. (2) ①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特区において規制の特例措置を講ずることと

されたもの等については、本部決定に基づき、別表1に適宜追加・充実にしていくものとする。

別表1には、規制の特例措置の内容、関係府省庁の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を定める。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の案と別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

あわせて、関係府省庁は、条例で規制の特例措置を適用できる地方公共団体事務政令等規制事業（法第36条の規定によるものをいう。）に係る政令又は主務省令を定めようとする場合には、当該政令又は主務省令の案について、当該事業に係る規制の特例措置を提案した地方公共団体（提案者が地方公共団体以外の場合は、当該提案者及び当該提案者が当該事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体）を確認するものとする。この確認については、内閣府を通じて行うものとする。

なお、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

また、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②全国で実施することとなった規制改革

上記2.（2）①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、全国において規制改革を実施することとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制・制度改革を担当する政府の関係機関が適切にフォローアップしていくものとする。

③その他提案を実現するための措置

上記2.（2）①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案

を受けて検討した結果、その他提案を実現するための措置を講ずることとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、提案の趣旨を損なわないよう留意し、関係府省庁が本部において定める時期までに措置するものとする。

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するとしたものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会に

その旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

別紙 1

番号	834
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。以下「学校施設」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用（学校施設を学校教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

別紙 2

番号	836
特定事業の名称	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練を当該構造改革特別区域内の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校（同号に規定する高度職業訓練で同号に規定する長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基準を満たすものに限る。）のもの（以下「特定高度職業訓練」という。）を行うものに限る。）及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該職業能力開発短期大学校において行う当該特定高度職業訓練を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、当該大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入学することができることとする。</p> <p>2. 職業能力開発短期大学校は、文部科学省令で定めるところにより、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について評価を行い、その結果に基づき当該特定高度職業訓練の内容その他の当該特定高度職業訓練に関する事項の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。</p>
同意の要件	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付資料により、以下の項目が確認できること。</p> <p>（1）法第14条第1項の文部科学省令で定める基準（訓練期間が2年以上であること及び職業訓練指導員の数その他の事項が構造改革特別区域法第14条第1項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準（令和4年文部科学省告示第116号）に定める各項目）を満たしていること。</p> <p>（2）職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況の評価について、文部科学省令に基づき以下の取組が行われることについて確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発短期大学校は、特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うとともに、当該評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該職業能力開発短期大学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表する。 ・職業能力開発短期大学校が自ら評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行う。 ・職業能力開発短期大学校は、評価の結果を、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体に報告する。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	837
特定事業の名称	国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国立大学法人が業務の範囲外の目的で土地・建物を貸し付けるにあたっては、文部科学大臣の認可が必要。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人がその所有に属する土地等を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、国立大学法人法第34条の2の規定による土地等（国立大学法人の業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、当該国立大学法人の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないもの。）の貸付けに係る文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。</p> <p>2. 「革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）第2条第1項に規定するイノベーションの創出（科学的な発見又は発明、新商品または新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな活動を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること）に資する革新的な研究開発や研究開発の成果を活用した新たな事業の創出・施設の整備を行おうとする者をいう。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第4条第10項に規定する関係行政機関の長の同意を文部科学大臣及び財務大臣から得るために、文部科学大臣及び財務大臣が必要と認める資料を添付するものとする。</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、「国立大学法人法第34条の2における土地等の貸付に係る文部科学大臣の認可基準」（平成29年2月21日文部科学大臣決定）第3から第4及び第6から第12までに記載する事項並びに貸付けの対価を法人の研究基盤の強化や施設整備などの教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てる目的で行われること等が満たされていることが確認できること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 3

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は溶接事業者検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接事業者検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が100キロワット未満であること。</p> <p>(2) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 4

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は溶接事業者検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接事業者検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(2) 最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。</p> <p>(3) 最高使用温度が100度未満であること。</p> <p>(4) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 5

番号	1228
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第17条、第22条第1項、第23条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を收受できる主体は、地方道路公社に限定されている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとする。</p> <p>2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。</p> <p>3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）を締結しなければならない。</p> <p>4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を收受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。</p> <p>5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。</p>

同意の要件	民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により收受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項（第5号に係る部分に限る。）に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。</p> <p>3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。</p> <p>4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が上記1により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。</p> <p>5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公社の定款に定める方法で公告しなければならない。</p> <p>6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。</p> <p>7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。</p>

別紙 6

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。	全部	任期付職員制度、会計年度任用職員制度など地方公務員法等の改正及び地方公共団体における条例改正等により弊害の予防等の措置を確保し全国展開を実施。	地方公務員法(昭和25年法律第261号) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)	令和2年4月1日 (措置済み)	総務省

別紙 7

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
835	地方公共団体の長による社会教育施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	教育委員会が行うこととされている社会教育施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。	全部	第9次地方分権一括法において、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とすることを措置。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)	令和元年6月7日 (措置済み)	文部科学省

別紙 8

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
940	「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施	原則55歳以上の高齢者等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。	全部	規制を緩和するためのものではなく、実施に当たり国の予算措置を伴うものであることから、地方公共団体から要望があった場合には、関係府省庁と当該地方公共団体との間でその必要性、予算や人員面など当該地方公共団体の関与の程度、連携方を協議し、例えば雇用対策協定などに基づき、シニア・ハローワーク的な取組により高齢者の就職支援の強化を図ることが適当であり、シニア・ハローワーク機能の全国展開を行う。	国と地方公共団体の連携による高齢者就職支援の取組について（令和4年職発0331第58号）	令和4年3月31日 (措置済み)	厚生労働省

別紙 9

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うため、関係省庁において、令和4年度中に告示・通達の改正等所要の措置を講ずる。	告示・通達	令和4年度中	国土交通省

別紙 1 0

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	地域限定旅行者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	旅行業法(昭和27年法律第239号) 旅行業法施行要領(平成17年国総旅振第386号) 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について(令和3年12月23日付観光庁長官通達)	令和3年12月23日 (措置済み)	国土交通省

別紙 1 1

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1230	回送運行効率化事業	自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積み込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送については、一定の代替措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）	令和4年3月31日 （措置済み）	国土交通省

參考資料

構造改革特別区域基本方針の一部変更について（案）

下線：変更箇所

変 更 案	現 行（令和 3 年 7 月 6 日最終改正）
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域基本方針</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>平成 15 年 1 月 24 日閣議決定 (略) <u>令和 4 年〇月〇日一部変更</u></p> </div> <p>構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。</p> <p>（注）用語の定義は法による。</p> <p>1. 構造改革の推進等の意義及び目標</p> <p>（略）</p> <p>2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針</p> <p>（1）① （略）</p> <p>②提案の募集の実施</p> <p>特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提案できる場を設けることが重要である。</p> <p>このため、地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすれば良いかという方向で</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域基本方針</p> <div style="text-align: center; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>平成 15 年 1 月 24 日閣議決定 (略) <u>令和 3 年 7 月 6 日一部変更</u></p> </div> <p>構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。</p> <p>（注）用語の定義は法による。</p> <p>1. 構造改革の推進等の意義及び目標</p> <p>（略）</p> <p>2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針</p> <p>（1）① （略）</p> <p>②提案の募集の実施</p> <p>特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提案できる場を設けることが重要である。</p> <p>このため、<u>定期的に</u>地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすれば良いかとい</p>

検討を行うものとする。

また、提案の募集に当たっては、あらかじめ募集期間を公表することに加え、提案に関連する規制等について情報提供等の支援を行うことにより、提案者が提案に向けて十分な検討を行えるよう努めるものとする。

③・④ (略)

(2) ① i) ・ ii) (略)

iii) 提案募集の時期及び周知

提案募集は通年実施することとし、募集に当たっては内閣府のホームページへの掲載のほか、様々な機会を捉えて周知を行う。

②提案の検討基準・プロセス

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、本部は対応方針を決定するものとする。

この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省庁の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

内閣府と関係府省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間事業者等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。特に、法第36条に基づく地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省庁はこのことを十分踏まえて検討を行うものとする。(略)

③ (略)

(3) ①～⑤ (略)

⑥評価の方法

う方向で検討を行うものとする。

また、提案の募集に当たっては、あらかじめ募集期間を公表することに加え、提案に関連する規制等について情報提供等の支援を行うことにより、提案者が提案に向けて十分な検討を行えるよう努めるものとする。

③・④ (略)

(2) ① i) ・ ii) (略)

iii) 募集のスケジュール

毎年度、上半期と下半期の2回、提案募集を実施することとする。募集時期については、地域再生制度の提案募集等を踏まえて、10月及び3月を目途とする。

②提案の検討基準・プロセス

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、本部は対応方針を決定するものとする。

この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省庁の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

内閣府と関係府省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間事業者等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。特に、法第35条に基づく地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省庁はこのことを十分踏まえて検討を行うものとする。(略)

③ (略)

(3) ①～⑤ (略)

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第48条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) ~ iii) (略)

⑦~⑨ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

①構造改革実現のための情報提供、相談機能の強化

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの(全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等)を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るため、専任の担当者を配置するなど、情報提供、相談機能の強化を図る。

②~⑥ (略)

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、3. に定める事項を満たす場合には認定するものと

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第47条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) ~ iii) (略)

⑦~⑨ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

①構造改革実現のための「窓口」機能の強化

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの(全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等)を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るための「窓口(ゲートウェイ)」としての機能について、一層の強化を図る。

②~⑥ (略)

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、3. に定める事項を満たす場合には認定するものと

し、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3. に定める事項を満たすように地方公共団体からの相談に応じ、特区計画の策定に向けた助言その他の支援を行うものとする。また、内閣府は、提案の募集や地域再生の推進のための提案の募集（地域再生法第4条の2第1項に規定するものをいう。）に向けた相談等の機会には、既存の特例措置の活用による特区計画の策定について、情報提供を行うものとする。

また、特区計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

①特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、原則として毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

具体的な認定申請の手続等については、内閣府令において定められているが、その詳細な手引については、本部のホームページ上において公開する。

②～⑩（略）

(2)（略）

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置

①特区において講ずることとなった規制の特例措置

上記2. (2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特

し、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3. に定める事項を満たすように助言その他の支援をしていくという姿勢で対応するものとする。また、内閣府は、提案の募集や地域再生の推進のための提案の募集（地域再生法第4条の2第1項に規定するものをいう。）に向けた相談等の機会には、既存の特例措置の活用による特区計画の策定について、情報提供を行うものとする。

また、特区計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

①特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

具体的な認定申請の手続等については、内閣府令において定められているが、その詳細な手引については、本部のホームページ上において公開する。

②～⑩（略）

(2)（略）

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(1) 提案の募集等に基づき講ずることとなった措置

①特区において講ずることとなった規制の特例措置

上記2. (2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特

区において規制の特例措置を講ずることとされたもの等については、本部決定に基づき、別表1に
適宜追加・充実していくものとする。

別表1には、規制の特例措置の内容、関係府省庁の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要
となる手続等を定める。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の案と別表1の内容が合致したもの
となるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

あわせて、関係府省庁は、条例で規制の特例措置を適用できる地方公共団体事務政令等規制事業
(法第36条の規定によるものをいう。)に係る政令又は主務省令を定めようとする場合には、当該
政令又は主務省令の案について、当該事業に係る規制の特例措置を提案した地方公共団体(提案者
が地方公共団体以外の場合は、当該提案者及び当該提案者が当該事業を実施しようとする地域をそ
の区域に含む地方公共団体)に確認するものとする。この確認については、内閣府を通じて行うも
のとする。

なお、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本
部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

また、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条
件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

区において規制の特例措置を講ずることとされたもの等については、本部決定に基づき、別表1に
適宜追加・充実していくものとする。

別表1には、規制の特例措置の内容、関係府省庁の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要
となる手続等を定める。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の案と別表1の内容が合致したもの
となるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

あわせて、関係府省庁は、条例で規制の特例措置を適用できる地方公共団体事務政令等規制事業
(法第35条の規定によるものをいう。)に係る政令又は主務省令を定めようとする場合には、当該
政令又は主務省令の案について、当該事業に係る規制の特例措置を提案した地方公共団体(提案者
が地方公共団体以外の場合は、当該提案者及び当該提案者が当該事業を実施しようとする地域をそ
の区域に含む地方公共団体)に確認するものとする。この確認については、内閣府を通じて行うも
のとする。

なお、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本
部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

また、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条
件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②・③ (略)

(2)・(3) (略)

別表 1
101～203 (略)
(削除)

別表 1
101～203 (略)

番号	409
特定事業の名称	地方公務員に係る臨時的任用事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方公務員法第22条第2項から第5項まで
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の(1)から(3)に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項から第5項までの規定は、適用しないこととする。</p> <p>(1) 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第2項後段又は第5項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。</p>

(2) 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について1年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。

(3) 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について1年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。

2. 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第2項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の（1）から（3）に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

3. 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。

4. 人事委員会は、上記2及び3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

	<p>5. <u>上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないもの</u>においては、任命権者は、当該認定に係る職について、6月を超えない期間で<u>臨時的任用を行うことができる</u>。この場合において、その任用は、採用した日（その職に<u>地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用を</u>されている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第5項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の（1）から（3）に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。</p> <p>6. <u>上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

412～832 （略）

番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による <u>学校等施設</u> の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等
特例措置を講ずべき法令等の現	<u>学校等施設</u> の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。

412～832 （略）

番号	834
特定事業の名称	地方公共団体の長による <u>学校施設</u> の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等
特例措置を講ずべき法令等の現	<u>学校施設</u> の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。

行規定		行規定	
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。以下「<u>学校施設</u>」という。）の校舎その他の施設（以下「<u>学校等施設</u>」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「<u>公の施設</u>」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が<u>学校施設</u>の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、<u>学校施設及び公の施設</u>の一体的な利用（<u>学校施設</u>を<u>学校教育の目的</u>以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、<u>学校</u>における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該<u>学校施設</u>の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する<u>学校施設</u>については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び<u>学校施設</u>の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。</p>	特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び<u>社会教育機関</u>（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関のうち<u>社会教育</u>に関するものをいう。以下「<u>学校等</u>」という。）の校舎その他の施設（以下「<u>学校等施設</u>」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「<u>公の施設</u>」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が<u>学校等施設</u>の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、<u>学校等施設及び公の施設</u>の一体的な利用（<u>学校等施設</u>を<u>学校教育及び社会教育の目的</u>以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、<u>学校等</u>における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該<u>学校等施設</u>の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する<u>学校等施設</u>については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び<u>学校施設</u>の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。</p>
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし

特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する<u>学校施設</u>の管理及び整備に関する事務のうち<u>学校</u>における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>
-----------------	--

特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する<u>学校等施設</u>の管理及び整備に関する事務のうち<u>学校等</u>における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>
-----------------	--

番号	836
特定事業の名称	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	学校教育法（昭和22年法律第26号）第87条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	職業能力開発促進法に基づき設置された職業能力開発短期大学校の修了者は、大学への編入学が認められていない。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育及び研究並びに職業訓練を当該構造改革特別区域内の職業能力開発促進法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校（同号に規定する高度職業訓練で同号に規定する長期間の訓練課程（訓練期間が2年以上であることその他の文部科学省令で定める基

(新設)

	<p>準を満たすものに限る。)のもの(以下「特定高度職業訓練」という。)を行うものに限る。)及び大学が連携して行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該職業能力開発短期大学校において行う当該特定高度職業訓練を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、当該大学が当該大学に編入学することができる者と同等以上の学力があると認めるものは、文部科学省令で定めるところにより、当該大学に編入学することができることとする。</p> <p>2. 職業能力開発短期大学校は、文部科学省令で定めるところにより、当該職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況について評価を行い、その結果に基づき当該特定高度職業訓練の内容その他の当該特定高度職業訓練に関する事項の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、当該特定高度職業訓練の水準の向上に努めなければならない。</p>	
<p>同意の要件</p>	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付資料により、以下の項目が確認できること。</p> <p>(1) 法第14条第1項の文部科学省令で定める基準(訓練期間が2年以上であること及び職業訓練指導員の数その他の事項が構造改革特別区域法第14条第1項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準(令和4年8月31日文部科学省告示第116号)に定める各項目)を満たしていること。</p> <p>(2) 職業能力開発短期大学校における特定高度職業訓練の実施状況の評価について、文部科学省令に基づき以下の取組が行われることについて確認できること。</p> <p>・職業能力開発短期大学校は、特定高度職業訓練の実施状況について、自ら評価を行うとともに、当該評価の結果を踏まえた高等教育の段階における教</p>	

	<p>育活動等に関し識見を有する者その他適当と認める者（当該職業能力開発短期大学の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表する。</p> <p>・職業能力開発短期大学が自ら評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行う。</p> <p>・職業能力開発短期大学は、評価の結果を、構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体に報告する。</p>
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	837
特定事業の名称	国立大学法人が所有する土地等の貸付の認可の届出化
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	国立大学法人が業務の範囲外の目的で土地・建物を貸し付けるにあたっては、文部科学大臣の認可が必要。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人がその所有に属する土地等を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出に資するものと認めて内閣総理大臣

(新設)

	<p>の認定を申請し、その認定を受けたときは、国立大学法人法第34条の2の規定による土地等（国立大学法人の業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、当該国立大学法人の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないもの。）の貸付けに係る文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。</p> <p>2. 「革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成7年法律第130号）第2条第1項に規定するイノベーションの創出（科学的な発見又は発明、新商品または新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな活動を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出すること）に資する革新的な研究開発や研究開発の成果を活用した新たな事業の創出・施設の整備を行おうとする者をいう。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第4条第10項に規定する関係行政機関の長の同意を文部科学大臣及び財務大臣から得るために、文部科学大臣及び財務大臣が必要と認める資料を添付するものとする。</p>	
<p>同意の要件</p>	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、「国立大学法人法第34条の2における土地等の貸付けに係る文部科学大臣の認可基準」（平成29年2月21日文部科学大臣決定）第3から第4及び第6から第12までに記載する事項並びに貸付けの対価を法人の研究基盤の強化や施設整備などの教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てる目的で行われること等が満たされていることが確認できること。</p>	

特例措置に伴い 必要となる手続 き	特になし
-------------------------	------

901～1121 (略)

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は溶接事業者検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備(汽力(海水の熱を利用するものに限る。))を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するものを設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接事業者検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とする

901～1121 (略)

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備(汽力(海水の熱を利用するものに限る。))を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するものを設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。

	<p>ことができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が100キロワット未満であること。</p> <p>(2) 電線路(当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。)</p> <p>により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>		<p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が100キロワット未満であること。</p> <p>(2) 電線路(当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。)</p> <p>により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
<p>同意の要件</p>	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。</p>	<p>同意の要件</p>	<p>地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。</p>

特例措置に伴い 必要となる手続 き	特になし
-------------------------	------

特例措置に伴い 必要となる手続 き	特になし
-------------------------	------

1124～1130 (略)

1124～1130 (略)

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ず べき法令等の名 称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条第1項
特例措置を講ず べき法令等の現 行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「 <u>耐圧部分</u> 」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は溶接事業者検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接事業者検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とする

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ず べき法令等の名 称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条第1項
特例措置を講ず べき法令等の現 行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。

<p>ことができる。</p> <p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(2) 最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。</p> <p>(3) 最高使用温度が100度未満であること。</p> <p>(4) 電線路(当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。)</p> <p>により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>		<p>1. 条件</p> <p>(1) 出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(2) 最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。</p> <p>(3) 最高使用温度が100度未満であること。</p> <p>(4) 電線路(当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。)</p> <p>により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</p> <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 以下に掲げる研究事業の概要</p> <p>①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②研究開発を実施する期間</p> <p>③当該設備を設置する位置</p> <p>④熱媒体の種類</p> <p>(2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項</p> <p>①機械工学</p> <p>②材料工学</p> <p>③電気工学</p> <p>④化学工学</p> <p>(3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項</p>
--	--	---

同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1205 (1214、1221) ~1218 (略)

(削除)

同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

1205 (1214、1221) ~1218 (略)

番号	1219
特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。</p> <p>①長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。(ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。)</p> <p>②分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量(保安基準第4条、上限36t)及び軸重(保安基準第4条の2)の緩和を認めている。</p>
特例措置の内容	港湾施設である道路(港湾法第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。

		<p>以下単に「道路」という。)において、貨物の流通の効率化を図る観点から保安基準に適合しない専用架台輸送用大型車両等特殊な車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行おうとする場合、以下の要件を満たしていると地方公共団体が認めて、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じるおそれがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(※1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこととする。</p> <p>(※1)道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。</p> <p>(ア)事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。</p> <p>(イ)必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。</p> <p>2. 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断(※2)されること。</p> <p>(※2)具体的な遮断方法としては、物理的な遮断機等による遮断のほか、保安員による遮断等でもよい。</p>
	同意の要件	特になし
	特例措置に伴い必要となる手続	地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実施主体が地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行

1224 (略) (削除)	き	い、認定されること。
	1224 (略)	
	番号	1226
	特定事業の名称	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業
	措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第11条の2 旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第8	
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	旅行者又は旅行者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令に定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。	
特例措置の内容	地方公共団体が、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。	

同意の要件	特になし
特例措置に伴い 必要となる手続き	特になし

1227 (略)

番号	1228
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第17条、第22条第1項、第23条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を収受できる主体は、地方道路公社に限定されている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。))が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。)の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業

1227 (略)

番号	1228
特定事業の名称	民間事業者による公社管理道路運営事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第17条、第22条第1項、第23条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を収受できる主体は、地方道路公社に限定されている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。))が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。)の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業

<p>(公社管理道路の運営等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。))第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。))であって、当該公社管理道路の利用に係る料金(以下「利用料金」という。))を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。))を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権(当該認定に係る公社管理道路運営事業(以下「認定公社管理道路運営事業」という。))に係る公共施設等運営権(民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。))をいう。以下同じ。))を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者(以下「公社管理道路運営権者」という。))に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。</p> <p>2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針(民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。))に、「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。</p> <p>3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約(民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営</p>	<p>(公社管理道路の運営等(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。))第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。))であって、当該公社管理道路の利用に係る料金(以下「利用料金」という。))を当該運営等を行う者が自らの収入として収受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。))を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権(当該認定に係る公社管理道路運営事業(以下「認定公社管理道路運営事業」という。))に係る公共施設等運営権(民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。))をいう。以下同じ。))を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者(以下「公社管理道路運営権者」という。))に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として収受させるものとする。</p> <p>2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針(民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。))に、「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の3第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。</p> <p>3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約(民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営</p>
--	--

	<p>権実施契約をいう。)を締結しなければならない。</p> <p>4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を収受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。</p> <p>5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。</p>		<p>権実施契約をいう。)を締結しなければならない。</p> <p>4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を収受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第28条の3第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。</p> <p>5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。</p>
<p>同意の要件</p>	<p>民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。</p>	<p>同意の要件</p>	<p>民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。</p>
<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社(以下「特定道路公社」という。)は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により収受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項(第5号に係る部分に限る。)に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。</p> <p>3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。</p> <p>4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間(認定公社管理道路運営事業を開始</p>	<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社(以下「特定道路公社」という。)は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により収受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項(第5号に係る部分に限る。)に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。</p> <p>3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。</p> <p>4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間(認定公社管理道路運営事業を開始</p>

<p>する日以後の期間に限る。)は、特定道路公社が上記1により認可を受けて 定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。</p> <p>5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の 規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公 社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、 公社の定款に定める方法で公告しなければならない。</p> <p>6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運 営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権 の設定の対価を徴収しなければならない。</p> <p>7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受け なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路 公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整 合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しな ければならない。</p> <p>8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が收受する公社管 理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該 公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該 公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると 認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。</p>	<p>する日以後の期間に限る。)は、特定道路公社が上記1により認可を受けて 定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。</p> <p>5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の 規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公 社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、 公社の定款に定める方法で公告しなければならない。</p> <p>6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運 営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権 の設定の対価を徴収しなければならない。</p> <p>7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受け なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路 公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整 合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しな ければならない。</p> <p>8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が收受する公社管 理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該 公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該 公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると 認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。</p>
<p>1231～2001 (略)</p>	<p>1231～2001 (略)</p>

別表 2

102～408 (略)

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要がある場合は、1年を超えて任用を認める。	全部	任期付職員制度、会計年度任用職員制度など地方公務員法等の改正及び地方公共団体における条例改正等により弊害の予防等の措置を確保し全国展開を実施。	地方公務員法(昭和25年法律第261号)地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律(平成14年法律第48号)	令和2年4月1日(措置済み)	総務省

410～833 (略)

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁

別表 2

102～408 (略)

(追加)

410～833 (略)

(追加)

835	地方公共団体の長による社会教育施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	教育委員会が行うこととされている社会教育施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。	全部	第9次地方分権一括法において、条例により、地方公共団体の長が所管することを可能とすることを措置。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	令和元年6月7日（措置済み）	文部科学省
-----	-------------------------------------	---	----	--	-----------------------------------	----------------	-------

902～938 (略)							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
940	「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点	原則55歳以上の高齢者等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とす	全部	規制を緩和するためのものではなく、実施に当たり国の予算措置を伴うものであることから、地方公共団体から要望があ	国と地方公共団体の連携による高齢者就職支援の取組について（令和4年職発	令和4年3月31日（措置済み）	厚生労働省

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
940	「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点	原則55歳以上の高齢者等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とす	全部	規制を緩和するためのものではなく、実施に当たり国の予算措置を伴うものであることから、地方公共団体から要望があ	通達	令和4年度中	厚生労働省

	<p>的な就職支援の実施</p>	<p>る。</p>		<p>った場合には、関係府省庁と当該地方公共団体との間でその必要性、予算や人員面など当該地方公共団体の関与の程度、連携方を協議し、例えば雇用対策協定などに基づき、シニア・ハローワーク的な取組により高齢者の就職支援の強化を図ることが適当であり、シニア・ハローワーク機能の全国展開を行う。</p>	<p>0331 第 58 号)</p>				<p>的な就職支援の実施</p>	<p>る。</p>		<p>った場合には、関係府省庁と当該地方公共団体との間でその必要性、予算や人員面など当該地方公共団体の関与の程度、連携方を協議し、例えば雇用対策協定などに基づき、シニア・ハローワーク的な取組により高齢者の就職支援の強化を図ることが適当であり、シニア・ハローワーク機能の全国展開に向けて令和</p>	<p>3 年度中に所</p>		
--	------------------	-----------	--	--	---------------------	--	--	--	------------------	-----------	--	--	----------------	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--

					要の措置を講 ずる。		
--	--	--	--	--	---------------	--	--

1001～1217 (略)

1001～1217 (略)

番号	特定事 業の名 称	特区における 規制の特例措 置の内容	全部 ／一 部	全国展開の実 施内容	全国展開 を実施す る法令等	実施時 期	所管 省庁
1219	特殊な 大型輸 送用車 両によ る港湾 物流効 率化事 業	港湾施設であ る道路におい て保安基準に 一部適合しな い特殊な大型 輸送用車両を 用いる場合、 当該車両が通 行可能となる よう、車両の 寸法や重量等 について保安 基準を緩和す ることができ る。	全部	特区における 規制の特例措 置の内容・要 件のとおり、 全国展開を行 うため、関係 省庁におい て、令和4年 度中に告示・ 通達の改正等 所要の措置を 講ずる。	告示・通達	令和4 年度中	国土 交通 省

(追加)

1223～1224 (略)

1223～1224 (略)

番号	特定事 業の名	特区における 規制の特例措	全部 ／一	全国展開の実 施内容	全国展開 を実施す	実施時 期	所管 省庁
----	------------	------------------	----------	---------------	--------------	----------	----------

(追加)

	称	置の内容	部		る法令等		
1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	旅行業法（昭和27年法律第239号）旅行業法施行要領（平成17年国総旅振第386号）地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の他業種との兼任について（令和3年12月23日付観光庁長官通達）	令和3年12月23日	国土交通省

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1230	回送運行効率化事業	自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積み込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送については、一定の代替措置を講じることが条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、 <u>全国展開を行う。</u>	<u>道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）</u>	令和4年3月31日（措置済み）	国土交通省

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1230	回送運行効率化事業	自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積み込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送については、一定の代替措置を講じることが条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。	全部	<u>関係府省庁において現在本特定事業において認められているものを制限しない形で基準（運行可能な区域、範囲、距離など）を整理し、令和3年度中に所要の措置を講ずる。</u>	<u>省令</u>	令和3年度中	国土交通省

1301・1302～1309 (略)

1301・1302～1309 (略)